

令和5年度

伊佐市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

伊佐市監査委員

令和５年度 伊佐市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の基準

本審査は、伊佐市監査基準に基づいて実施した。

第２ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項に規定された健全化判断比率審査及び第２２条第１項に規定された資金不足比率審査

第３ 審査の対象

１ 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

２ 資金不足比率

第４ 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

第５ 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係課から提出された資料と照合点検するとともに、関係課長より説明を徴収する方法により審査を実施した。

第６ 審査の日程

令和６年８月１６日から令和６年８月３０日まで

第７ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認めた。

第８ 審査の意見

１ 健全化判断比率【表１】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、各比率は算定されない。

実質公債費比率は、８．９％で前年度に比べ０．１ポイント上昇しているが、これは、早

期健全化基準（起債制限団体基準）となる 25%並びに公債費負担適正化計画の策定を前提に起債が許可される「一般的許可団体」に指定となる 18%をも下回っている。

将来負担比率は、充当可能財源等（負債の償還に充てることができる基金等の額）が将来負担額を上回るため、「－」と表示している。

いずれの比率についても、財政健全化法による「早期健全化基準」又は「財政再生基準」を超える指標はなく、健全な財政運営が行われていると判断するものである。

引き続き健全な財政の維持に努められたい。

【表 1】健全化判断比率の状況

（単位：％）

指 標 名	令和５年度	令和４年度	早 期 健 全 化 基 準			財政再生基準
			伊佐市の適用基準		国の基準範囲	
			５年度	４年度		
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.43	13.43	11.25 ～15.0	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.43	18.43	16.25 ～20.0	30.00
実質公債費比率	8.9	8.8	25.0			35.0
将 来 負 担 比 率	—	—	350.0			

※ 「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていない場合「－」と表示する。

※ 「将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合、「－」と表示する。

2 資金不足比率【表 2】

当年度も前年度に引き続き、公営企業会計において資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

今後も健全な経営の維持に努められたい。

【表 2】公営企業会計に係る資金不足比率の状況

（単位：％）

区 分	会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
		令和 5 年度	令和 4 年度	
法 適 用 企 業	伊佐市水道事業会計	－	－	20.0
法 適 用 企 業	伊佐市農業集落排水事業会計	－	－	20.0

※ 「資金不足比率」は、資金不足を生じていない場合、「－」で表示する。